

平成23年11月4日

株主各位

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
アイアル少額短期保険株式会社
代表取締役 上野 直昭

株券廃止に関する公告手続不備のお詫び
並びに再公告のご通知

1. 株券廃止に関する公告手続不備のお詫び

当社では去る平成23年6月24日開催の定時株主総会において、当社の株式について株券を発行する旨の定款の規定を廃止する決議をいたしました。これに伴い、同日、平成23年7月8日をもって株券廃止の効力が生ずる旨のご通知を株主の皆様にお送りすると同時に当社HP上に「株券廃止に関する公告及びご通知」を掲載させていただきました。これらの経緯につきましては皆様ご承知おきのことと存じますが、この度この公告手続に不備があり、適切な公告がされていなかったことが判明いたしました。

株主の皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

2. 株券廃止に関する再公告及びご通知

上記の事情により、本日付けをもって株券を発行する旨の定款の規定廃止の再公告をさせていただきます。

すなわち、当会社の株券を発行する旨の定款の規定廃止の効力は平成23年11月19日に生じることとなり、当社の株券はこの日に無効となりますことをここに改めて公告及びご通知する次第でございます。